

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険料の計算の仕組み

保険料は、神奈川県内では一律の基準で計算されています。保険料の内訳は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて算出される「所得割額」を合計した額になります。年間保険料額には上限があります。

## 保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料は、運営主体である神奈川県後期高齢者医療広域連合が、制度の安定した財政運営を図るため2年ごとに見直しを行い、県内一律の保険料率を決定しています。

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で支援する仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が開始され従来の保険料（医療分）に、子ども分が追加されます。今年度は以下のとおりに変更されました。

| 年 度                           | 令和8・9年度<br>(医療分) | 令和8年度<br>(子ども分) |
|-------------------------------|------------------|-----------------|
| 均等割額<br>(被保険者が等しく負担する金額)      | 52,531 円         | 1,330 円         |
| 所得割率<br>(所得に応じて負担する所得割額の算出割合) | 10.30%           | 0.25%           |
| 賦課限度額<br>(1年間の保険料の上限額)        | 850,000 円        | 21,000 円        |

令和8年度の保険料の詳細は、7月中旬に送付される「保険料額決定通知書」をご確認ください。

## 均等割額の軽減

世帯の所得水準に合わせて、左表のとおり均等割額が軽減されます。

| 世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額などの基準                                  | 軽減割合                          | 軽減後の均等割額       |         |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------|---------|
|                                                            |                               | 医療分            | 子ども分    |
| 43万円＋<br>10万円×（給与・公的年金所得者などの数－1）以下 ※1                      | 7.2割<br>(医療分)<br>7割<br>(子ども分) | ※2<br>14,708 円 | 399 円   |
| 43万円＋<br>30.5万円×世帯内の被保険者数<br>＋10万円×（給与・公的年金所得者などの数－1）以下 ※1 | 5割                            | 26,265 円       | 665 円   |
| 43万円＋<br>56万×世帯内の被保険者数<br>＋10万円×（給与・公的年金所得者などの数－1）以下 ※1    | 2割                            | 42,024 円       | 1,064 円 |

※1 給与所得または公的年金所得がある方、もしくは両方の所得がある方

※2 令和8・9年度のみ7.2割軽減。令和10年度以降7割軽減。

◎所得の申告をされていない方については、基準に該当するか不明のため軽減措置が適用できません。所得がない場合でも個人住民税などの申告をお願いします。

問合せ

税務町民課 ☎(81)1114

## 被用者保険の被扶養者だった方の均等割を軽減

特例措置として、資格取得後2年間は、所得割額がからず、均等割額がら軽減となります。ただし、上記基準で均等割額の軽減が7割に該当する方は、そちらが優先されます。

## 8月1日からの医療負担割合について

新しい負担割合は令和7年中の所得で判定し、変更となる方には7月中旬に新しい負担割合を記載した資格確認書を送付します。変更がない方は現在お持ちの資格確認書をそのままお使いください。なお、8月1日以降もマイナ保険証・資格確認書のどちらでも医療などを受けることが可能です。

資格確認書は、神奈川県後期高齢者医療広域連合より発送されます。

町ホームページ  
ID 538